

一定以上の所得のある方（75歳以上の方等）の医療費の窓口負担割合が変わります

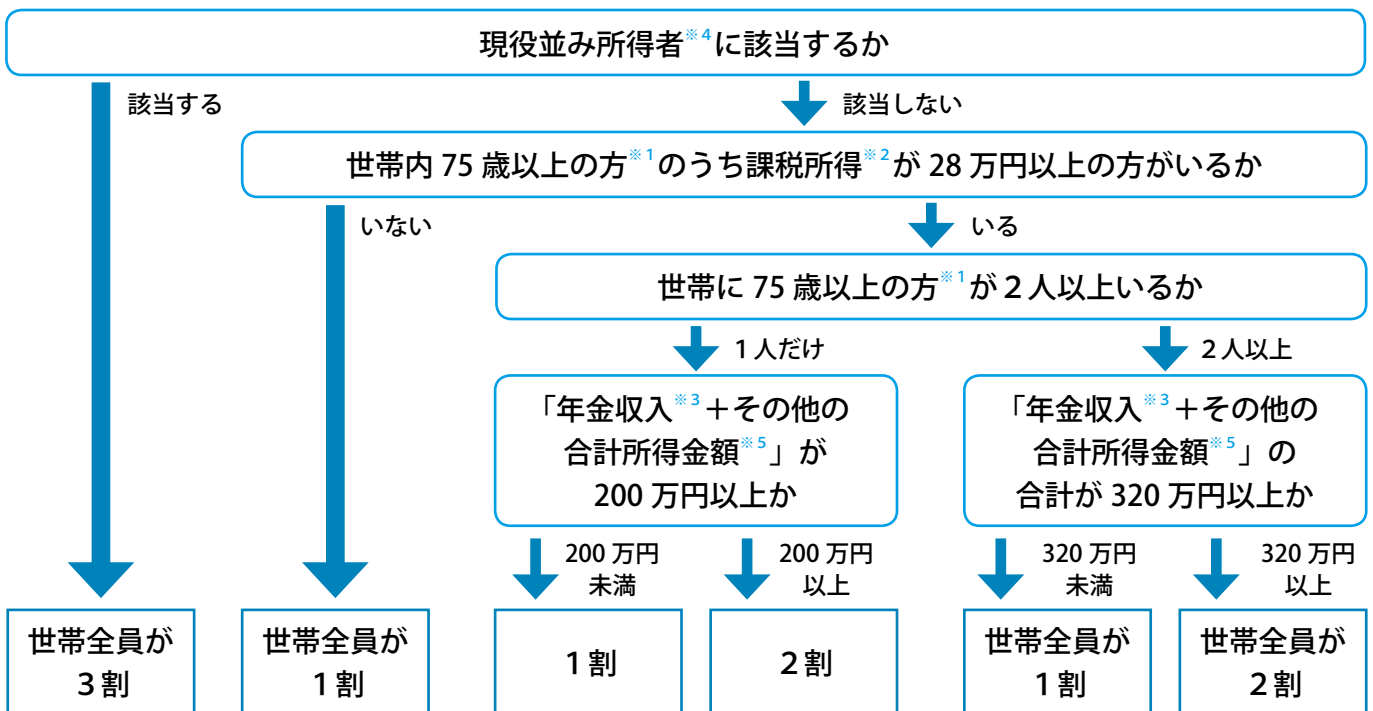
■問い合わせ
健康増進課 医療保険班
☎ 0820 (73) 5502

令和4年10月1日から、一定以上の所得のある方（75歳以上の方等）は、現役並み所得者（窓口負担割合3割）を除き、医療費の窓口負担割合が2割になります。

令和4年度以降、団塊の世代が75歳以上となり始め、医療費の増大が見込まれています。また、後期高齢者の医療費のうち、窓口負担を除いて約4割は現役世代（子や孫）の負担（支援金）となっており、今後も拡大していく見通しとなっていることから見直しが行われました。

▼窓口負担割合2割の対象となるかどうかは主に次の流れで判定します

世帯の窓口負担割合が2割の対象となるかどうかは、75歳以上の方^{※1}の課税所得^{※2}や年金収入^{※3}をもとに、世帯単位で判定します。



- ※1 75歳以上の方…後期高齢者医療の被保険者。（65～74歳で一定の障害の状態にあると広域連合から認定を受けた方を含む）
- ※2 課税所得…住民税納税通知書の「課税標準」の額。（前年の収入から、給与所得控除や公的年金等控除、所得控除（基礎控除や社会保険料控除等）を差し引いた後の金額）
- ※3 年金収入…年金収入には遺族年金・障害年金は含みません。
- ※4 現役並み所得者…課税所得145万円以上で、医療費の窓口負担割合が3割の方。
- ※5 その他の合計所得金額…事業収入や給与収入等から、必要経費や給与所得控除等を差し引いた後の金額。

▼窓口負担割合が2割となる方には負担を抑える配慮措置があります

- 令和4年10月1日の施行後3年間までは、2割負担となる方について、1カ月の外来医療の窓口負担割合の引き上げに伴う負担増加額を3,000円までに抑えます。（入院の医療費は対象外）
- 配慮措置の適用で払い戻しとなる方は、高額療養費として、事前に登録されている高額療養費の口座へ後日払い戻します。口座の登録がない方には、法律の施行時期に申請書を郵送します。

▼ご注意ください！

厚生労働省や地方自治体が、電話や訪問で口座情報登録をお願いすることや、ATMの操作をお願いすることは絶対にありません。不審な電話があったときは、警察署または消費生活センターにお問い合わせください。